第４回 鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会 会議録

１　日時

　　平成28年10月４日（火）　午前９時30分〜午前11時40分

２　会場

　　御成小学校　会議室

３　出席者

⑴　委員

大野委員長、梅澤副委員長、長谷見委員、藤田委員、中澤委員

⑵　幹事

芳本都市景観課長、渡辺建築指導課担当課長、都筑建築住宅課担当課長、齋藤教育総務課担当課長、西山文化財課担当課長、高木消防本部予防課長、（濱本学校施設課長）

⑶　事務局等

濱本学校施設課長、柳町学校施設課課長補佐、丸山学校施設課職員、加藤建築指導課職員、江寺建築住宅課職員

⑷　策定支援業務委託業者（以下「コンサル業者」という。）

株式会社マヌ都市建築研究所　７人

４　傍聴者

５人

５　議題

保存活用計画案の作成について

６　議事の概要

　　別添のとおり

議事の概要

１　開会

大野委員長　　　ただ今より、第４回鎌倉市立御成小学校旧講堂保存計画策定委員会を開催する。本日の委員の出席状況、傍聴者、資料の確認及び議事の内容について事務局より説明をお願いする。

事務局　　　　　本日は、全ての委員の方が出席しており、鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会条例施行規則第３条第２項の規定により、定数に達し、会議が成立していることを報告する。また、本日は５名の傍聴人が出席されている。

２　議題「保存活用計画案の作成について」

大野委員長　　　議題「保存活用計画案の作成について」事務局から説明をお願いする。

事務局　　　　　議題「保存活用計画案の作成」については、前回の策定委員会及びその後の検討を踏まえて、コンサル業者が検討事項について整理し、委員に協議をお願いするものである。本日、協議される案を基に、11月にパブリックコメント及び保護者・住民説明会を実施する予定となっている。

　　　　　　　　まず、保存活用計画案の説明の前に、前回の策定委員会以降の旧講堂保存活用に係る対応について報告する。

　　　　　　　　まず、文化庁の登録有形文化財の登録手続についてである。平成28年７月７日に文化庁調査官の視察を受け、９月29日付けで必要な書類を取りそろえ、鎌倉市教育委員会文化財課に県を通した文化庁への登録手続を依頼したところである。文化庁の審査により、登録がふさわしいと判断されると、平成28年度末から平成29年度始めには登録される見込みである。

　　　　　　　　次に、御成小学校敷地の地下には遺構があり、基礎等設計・工事に資するため、鎌倉市教育委員会文化財課に試掘調査を依頼した。調査は、９月28日、29日に行われ、旧講堂の周囲５箇所を試掘したものである。調査結果が出たら改めて報告する。

　　　　　　　　最後に、これまでの「御成小学校旧講堂保存活用計画の検討状況について」、９月30日に開催された市議会教育こどもみらい常任委員会に報告した。報告した内容は、策定委員会の設置、御成小学校の現状、これまで策定委員会で検討してきた保存活用の基本方針、耐震補強の方針、検討中の活用案などで、報告内容については了承された。常任委員会委員からは、「旧講堂が前面の通路に近接していることから、倒壊により通路をふさぐことのないよう、地震発生時の地盤の液状化現象を踏まえて検討すべきである」との意見があった。本日、この点についても委員に協議をお願いしたい。

　　　　　　　　では、引き続き、「保存活用計画案の作成」について、コンサル業者から概要を説明させていただく。

コンサル業者　　資料１と資料４について説明する。資料１は、御成小学校旧講堂の保存活用計画案である。実際の保存計画としては、冊子状にいろいろなデータを入れてまとめたものとするが、情報が多くなってしまうので、ここではポイントとなる骨子的な部分をまとめて示している。

　　　　　　　　まず、１の保存活用の基本方針である。これは、第1回目から出しているもので、第２回目に追加があったが、ここは変更がない。

　　　　　　　　旧講堂を学校施設として活用することを前提とする。教室形態の施設を設置することにより、普通教室の不足等学校の課題を解決する。休日や夜間など学校が使用しない時間には市民に開放できるよう検討する。前回、学校施設ということで活用が制約されるということがあったが、検討するという表現で基本方針を挙げた。それから、御成小学校旧講堂の文化遺産としての価値を損なわない改修とする。

　　　　　　　　２は、各基本事項についての整理である。⑴「文化遺産としての保護の方針」だが、文化遺産として見た場合に、保護の方針でどこを一番優先的に保存していくかということである。第１回委員会で提示した保護の方針に基づき色分けしている。基本的には赤色が最も重要であり、青色がそれに準ずる、黄色が比較的価値が少ないという考え方である。外壁に関しては、正面東面と南北面は通りから見えるので、なるべく保護し、西面はあまり見えないのでやや優先度を落とすという設定である。下に色の凡例があるが、赤色部分は旧講堂部分で、建物の中心的な部分で意匠等が優れている空間である。創建時の様子もよく残しているということで、最も価値を有する部分であると考える。この部分に関しては、なるべく保全を図る。歴史的空間を継承していくということを挙げている。

　　　　　　　　次に青色部分だが、土間に色がないがここも青である。講堂の付属的な部分だが、当時の意匠をよく残していると考えられ、赤色に続いて価値を有する部分であると考えられる。したがって、ここもなるべく保存継承を図り、赤色部分との調和に努める部分である。

　　　　　　　　南側の黄色部分だが、改変が非常に大きく当初の姿を失っている部分であるので、建物の中では最も改変が著しい部分であると考える。活用のために必要な整備、改変等はなるべくこの部分を中心に行うこととしたいと考えている。

　　　　　　　　貴重な文化遺産なので、将来学校施設としての利用が必要なくなった場合などは、創建時への復原が検討できるよう最小限の改変とする。具体的には、教室の増設等を行うが、将来の児童数の推移等に対応できるように、児童数が減り、いらなくなった場合、新たに設置した部分は取り外して元の姿に戻せる手法で既存部材の保護をなるべく図るということである。

　　　　　　　　復原的な措置は行わない。ただ、今回工事時に調査成果をもとに将来的に検討する。

　　　　　　　　屋根についても同様の考え方で、基本的にスレートへの復原は実施しない方向で考えている。現状の金属板は仮設的なものなので、仕様を変えた金属板葺きとするということである。これは前回の策定委員会できちんと方針が確定しなかったと思うので、今後、策定委員会での検討をお願いしたい。

　　　　　　　　また、先ほど話があったように、文化遺産としての価値の保全、市民への発信のため、国の登録有形文化財（建造物）への登録を目指すということである。

　　　　　　　　⑵「文化遺産としての価値を踏まえた活用の方針」だが、文化遺産としての価値を踏まえながら、どう活用するかといった基本方針である。１つは、講堂は講堂としての機能を維持しつつ、現在の御成小学校に不足している特別教室、小会議室、面談室等を確保するということである。このことから、建築基準法上の用途は「小学校」ということになる。講堂の外観に関しても、今小路のランドマークとして視認できるよう外構等を整理するということを考えている。

　　　　　　　　⑶「児童、教員、来校者の安全性等の確保に係る方針」として３つ挙げ　ている。

　　　　　　　　１つは耐震補強対策について、１回目から議論があったが、現在まとまっている方針を挙げている。

　　　　　　　　建築基準法を遵守した設計を図り、構造設計に関しては、建物自体が非常に古い建物で現在の基準になじまないものなので、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく補強を行う。この法律に基づく「鎌倉市耐震改修促進計画」が定められており、「鎌倉市公共建築物耐震対策に関する基本方針」という基準が設けられている。用途が「小学校」ということなので、「小学校」に求められる基準を目指したいと思う。この基準だと、計算方法は伝統的木造建築物の正確な評価に適している限界耐力計算法で判断したい。今、お手元にはないが、なぜこの計算方法としたかがわかるように、最終的な報告書にはほかの計算方法による補強案との比較資料を作成する。壁がこれだけ減るといったものを入れたいと考えている。

　　　　　　　　基礎は、地下の貴重な歴史遺構の保全のため、現在にある遺構面の表面の深さを特定して、ここから盛り土を行い、その上部に鉄筋コンクリートのベタ基礎を設置する予定である。先ほど話があった試掘調査を行っているので、この調査結果を参照していくということである。併せて液状化対策になるが、これについては後のプランの説明で補足して触れたいと思う。

　　　　　　　　それから、委員からも指摘されていた天井面については、水平構面の確保と合わせて、天井の落下防止策を図りたいと考えている。

　　　　　　　　耐震壁の考え方だが、既存の壁がある部分に新たな耐震壁を設置する。それからプランでは中に教室を入れ子状に設けることになっているが、この教室の壁も耐震壁として見込めないことはないが、将来外したときを考えて、教室の壁については見込まずとも耐震基準を満たすものとしようと考えている。

　　　　　　　　耐震壁の仕様について、藤田委員から話されたように、可能な範囲において現状の部材、柱等はもちろん保存されるが、筋交いといったものについて、一部保存できそうな見通しがついているが、なるべく筋交い等が保存できる補強仕様としたいと考えている。

　　　　　　　　当然、腐朽、破損した部材は健全なものと交換したいと考えている。

　　　　　　　　後記する防火対策と併せ、地震時の避難等、ソフト面の計画、体制を整備し、訓練を行うということである。

　　　　　　　　次に防火対策だが、長谷見委員から指摘があったように、御成小学校は校舎が密集しており、学校全体の防災計画を検討する必要があるのではないかということである。全て木造ではないので、そこはメリハリを効かせた防災計画が必要と考えている。

　　　　　　　　学校全体の計画と調整しながら、旧講堂独自に、防火管理、消火体制、消火設備の設置等に係る防火計画を策定することを考えている。資料４を参照されたい。こちらは学校側との詳しい協議をしていないので、あくまで今後こういった内容を詰めていくということで理解いただきたい。内容は、文化庁が出している重要文化財保存計画の骨子の防火計画に記載されている項目についてまとめている。

　　　　　　　　防火については、旧講堂は木造校舎であり燃焼危険性が高い上、構内の他校舎が近接しており、敷地内において延焼を受ける危険性も高い。そのため、耐震対策とともに防火対策にも重点を置くということである。

　　　　　　　　⑴基本方針としては、学校校舎が密集する一角であるため、学校全体の防火計画について、予防、早期発見早期通報、初期消火、避難、延焼防止、消防活動、防火体制等の視点から策定を行う。以下には、旧講堂に限った防火計画を掲げるが、学校全体の防火計画と調整し、適宜適切な方策に見直しを行っていきたいということである。こうした作業を通じて、文化遺産である旧講堂に関わる防災意識を高めることが、学校や地域における防災意識や活動が高まることに繋がるように工夫するということである。

　　　　　　　　⑵防火管理だが、防火管理者を定め、消防法に基づく消防計画を策定し提出する。予防措置としては、旧講堂内においては原則火気使用を禁止する。これは案の段階だが、例えば禁煙とか火気使用器具を禁止する。それから、旧講堂内において可燃物は整理整頓を行い、カーテン等を設ける場合は防炎物品を活用するということが考えられる。

　　　　　　　　防火のための警備としては、現在も警備の方がいるが、昼間は旧講堂脇の警備室に常駐する警備員が定期的に巡回を行う。夜間は機械警備になるが、警備会社と契約して、機械警備等による火災に対する監視を行う。夜間は、暗がりを作らず、防犯灯の夜間照明を施すということが考えられる。

　　　　　　　　⑶消火体制だが、火が出たら消防署に通報するというのも重要だが、出火直後であれば、初期消火が有効であると考えられるので、どの範囲まで初期消火を行うかについて十分周知をして、その上で初期消火の意義等について、学校職員や旧講堂開放利用団体等に講習等を実施すると考えている。併せて、防火訓練は定期的に学校職員及び児童参加による初期消火及び避難誘導訓練を実施することが必要と考えている。そのために、１人でも、子どもでも操作が可能な易操作性消火栓を２機設置することを提案している。これは家庭用ホースのような１回水を出したら干さなければいけないというようなホースではないので、何度も繰り返し使用ができる物の設置を考えている。

　　　　　　　　さらには、地域との連携も必要であるので、訓練の際に、地域の消防団との連携を図ることを考えている。

　　　　　　　　次に、所轄消防署とは事前に旧講堂の消防計画について共有を図り、消防上の課題の抽出とその解消に努めるということである。

　　　　　　　　⑷消防等の設備の設備整備計画だが、基本的に消防法において重要文化財に義務づけられた消防設備を、重要文化財ではないが、重要文化財並みの消防設備を設置する。その上で、さらにいくつか必要と思われる設備を追加で設置するということである。

　　　　　　　　火災警報設備だが、煙感知器、熱感知器と連動した自動火災通報設備を設置するが、例えば放火等に備えて、熱感知機を建物下部に設置し反応できるようにするということも考えられる。その他、非常警報装置、非常通報装置の設置も検討したいと考えている。自動火災報知設備の通報体制について、学校の既存の体制に当面倣うのだが、より効果的となるよう、近隣にいる者がすぐ対応できるようなシステムに随時見直しを検討することが必要と思う。

　　　　　　　　消火設備は、易操作性消火栓の設置を考えている。

　　　　　　　　避雷針は、現在の学校全体の計画に基づき、誘雷の恐れがあるので旧講堂には設けない方針である。

　　　　　　　　防犯についても、学校全体の防犯計画と調整を図りつつ必要な設備を設置するということである。

　　　　　　　　保守点検についてもきちんと行う必要があるので、消防法に基づき定期点検を行うと同時に、以下に挙げている作動点検、外観点検、機器点検、機能回復の点検について、これに挙げてある文化庁指針に基づく指針を考えている。

　　　　　　　　その他、水害、津波、土砂災害及び防犯対策等については学校全体の防災計画に倣い、調整を図るということである。

　　　　　　　　以上、事務局で作成した案であり、学校側と十分な協議を重ねて内容を詰めていくというものである。

　　　　　　　　そのほか防火計画として建築基準法にも定められている避難の確保や延焼を招く恐れのある部位、あるいは小屋裏の防火区画について措置を施していきたい。

　　　　　　　　その他の対策として、児童が中心に使うが、来校者があった場合は児童との動線を分離できるようにするということで、一応基本通路の動線を振り分けている。

　　　　　　　　現在もトイレがあるが、児童、来校者双方が利用可能なトイレを整備するということである。

　　　　　　　　さらに、バリアフリー対策として、児童、来校者双方が利用可能なスロープを設置するということである。

　　　　　　　　それらを踏まえた基本プランを説明する。資料２が今の話を基にした現在の整備方針案である。資料３は関連する調査事項である。

コンサル業者　　資料２を参照されたい。主に計画案のプランを落とし込んだものと、断面情報、立面情報、消火関連の情報の図が載っている。

最初に平面図を基に順に説明していく。こちらは、基本方針をまとめたものになっていて、資料１の図があるが、基本的に黄色の方では新たなトイレ等を整備した図になっている。講堂の赤色の守っていきたい部分は、特別教室を２つ計画している。これまでの委員会での指摘があったように、もし児童数が減った時にこれを取り外せて、また講堂として利用できるようにということで設計の方針を固めている。

　　　　　　　　活用に関しては、基本的に学校の要望を踏まえて作っており、現段階では特別教室が２つ入ることができる形となっている。

　　　　　　　　左側の方は、県のバリアフリー条例に基づいてトイレを設置し、左下には、東側にみんなのトイレを設置している。また、建築基準法では、学校の廊下は1800mmという制限があるので、建築指導課と打ち合わせを重ねて、多少細かい寸法やレイアウトが変わってくることがあるが、こういった方針でまとめたいと考えている。トイレの上の方には、仮に特別教室を図工室として使う場合は流しが必要となってくるので、流しをレイアウトしている。

　　　　　　　　赤色部分が耐震に関する事項となっており、赤は耐震補強壁を入れたものとなっている。今、構造計算の方も随時進めており、こういった形でレイアウトを考えている。

　　　　　　　　特別教室とトイレの間の所と、講堂とステージの控えの間に関して注釈で書いているが、こちらに関しては、講堂の寸法を測ると柱間が180cmほどあり、両側が大壁となっているので、既存の筋交いを残しながら耐震壁を設置することは可能であることがわかってきたので、今、全て赤く耐震壁を入れているが、極力既存の軸組や筋交いを残すことも検討している。

　　　　　　　　防火関連について、こちら右上の略図で書いているが、延焼の恐れのある範囲図ということで、講堂の方は外壁と軒裏の部分が防火構造としなければならない部分が特に西側背面の方に出てきているということで、こちらの方も今後方策を講じていきたいと考えている。

　　　　　　　　動線に関しては、基本的に正面玄関を動線とするが、裏側の西側の方はトイレがあるので、背面側から動線が取れるような形を今後学校とも打ち合わせを重ねて方針を固めていきたいと考えている。

　　　　　　　　北東側に倉庫１、２とあるが、こちらの方は管理の動線ということで考えている。

　　　　　　　　続いて、断面図を２ページ目に載せている。

　　　　　　　　まず赤色の部分は防火に関する事項となっている。講堂とその他の居室の境目に関しては、防火上必要な間仕切りの準耐火構造にするということも合わせて検討を進めている。小屋裏に関しても、12ｍ以内ごとに防火のための隔壁が必要であるので、耐火ボードを使うなどして、既存の小屋裏に設置することを考えている。

　　　　　　　　青色の部分に関しては、耐震壁と合わせてこの青色の箇所に既存の梁の上にブレースもしくは構造用合板の設置を検討して天井を固めるといったことを考えている。

　　　　　　　　もう１つ、地震が起きて今の吊り天井が動くと危ないので、既存の一番下の梁に合わせながら、金物等で固めることで天井がぐらつかないような方策も講じていきたいと考えている。

　　　　　　　　特別教室に関しては、高さは3200mmほどで、多目的室の講堂から見ても圧迫感がないような形で考えている。

　　　　　　　　下の赤色部分は遺構の関係の表示となっており、次のページは矩計り図、断面の詳細の図で、現状では外側の方だけ独立基礎が入っているが、今の検討段階としては、耐震との結果を合わせて、べた基礎という形を取っている。下の遺構面は、仮に700mmであった場合の数字で寸法を決めている。このことから、今のこの図面だと、一番土を掘削する箇所は600mmで考えている。調査結果に基づいて検討していきたいと思う。

　　　　　　　　次に液状化についてだが、今の独立基礎だと構造がバラバラに動くこともあるので、べた基礎とすることで建物が多少傾いても一体で動くようなことを考慮して、べた基礎を検討している。

　　　　　　　　４ページ目は立面の情報となっており、屋根に関しては金属板平葺きを検討している。

　　　　　　　　外壁に関しては、下見板張りは既存のものがあり、基本的に状態はよいもので、構造上の部材にもなっていないので、こういったものは可能な限り再利用するということを考えている。

　　　　　　　　新たに出てくる部分としては、左側の方にスロープを青色で示しているが、次の５ページに、こちら南立面図になるが、こういったスロープが出てくることとなる。道路からは生け垣等で見える範囲ではないが、駐車場からはこういった形で見える状態である。

　　　　　　　　窓に関しては、今後詳細に詰めないといけないのだが、耐震壁が入る箇所だが、極力耐震壁を設置して窓を残せるような状態でいけないか検討していきたいと考えている。このため、窓の後ろに耐震壁が見えるような状態で、耐震をしっかりと行っているという説明にもなるということを検討している。

　　　　　　　　続いて６ページ目は背面側になっており、こちらもスロープが南側の方に出てくるので、こういった形となっている。ガラス戸に変更予定とあるが、こちらは鉄の扉を使っていた経緯もあるが、今回特別教室を設置するので、採光の関係上ここをガラス戸としなければ足りないこともあったので、ここをガラス戸に変更する予定である。

　　　　　　　　７ページ目の東立面図は、変更はないものである。

　　　　　　　　８ページ目に関しては、屋外消火栓の配置案図ということで、北東側と玄関東側に２機置いた場合、易操作消火栓が37ｍの放水範囲なので、それを基に円を描いて、円が屈曲している部分は建物側で伸びない部分も考慮してこういった線の形となっている。見ていただいたとおり、基本的にこの２機を設置すればカバーできるようになっている。

コンサル業者　　補足すると、あくまでイメージでして、易操作の消火栓で今37ｍとした場合に直角には曲がらないであろうから、このとおりの円で描けるかどうかはわからないが、基本的に言いたいことは、外からの延焼を防ぐことを考えて外周は全部カバーした方がよいだろうと、そのために効果的な配置を考えている。これは、当然屋内にも引き込んで使えるということと、第一発見者がどういう方かわからないので、第一発見者が初期消火をどこまで行うかきちんとわかった上だが、１人で操作できることを前提に考えている。

コンサル業者　　資料２の説明の補足だが、周囲の柱が180mm×210mm、それから内部壁は柱110mm角とされたい。

　　　　　　　　それから資料３では、前回既存の筋交いを示したのだが、これは３種類あることがわかり、前回お見せしたのは赤で囲った部分で、大きい所は2272mmの4尺5寸で、中間に胴差しがあり、そこに筋交いがＫ型に通っている。

　　　　　　　　それから右上の緑色の部分だが、これは胴差しが上の部分で、天井面に近い部分に通っており、形が違っている。

　　　　　　　　それから周囲だが、左下青い部分に囲われた所で、ここには中間の横架材がなく、Ｋ型の筋交いで、ただ周囲の筋交いは大きく120mm×85mmの筋交いである。

　　　　　　　　それから２ページ目は既存の水利で、青が給水管でこれは露出して入っている。赤は排水管で、流しとトイレの排水となっている。

　　　　　　　　３ページ目は水道管がかつて長く引いていた時代もあり、西面になるが、これは撤去する予定となっている。

　　　　　　　　４ページ目は全体の配置図で、色を付けた部分が木造で、その他の部分は鉄骨あるいはコンクリートで構成されている状況である。

大野委員長　　　資料１を基にご意見を頂きたい。資料１の順に沿って、保存活用計画案を前回の委員会を踏まえてまとめたということで、１の保存活用方針の４点に関しては特に問題はないと思うが、意見があればお願いしたい。

長谷見委員　　　赤色部分については、なるべく保全を図り、歴史的雰囲気を継承するとなっているが、資料２を見ると中に教室スペースを入れるわけだから、改変するにしても後で復元できるようにするといった文言がないと整合しないのではないか。そういった注釈や説明が必要だと思う。

大野委員長　　　注釈として、活用に関して何か手当をする場合にも原状復帰ができるようなものに限るというようなものを書けばよいと思う。

コンサル業者　　説明の部分に注釈がないので誤解を与える可能性があり、注釈をこの部分に設けたい。

藤田委員　　　　将来、「学校施設」としての利用が必要なくなった場合というところだが、講堂は基本的に学校施設なので、「教室」ということかと思うのだが。

コンサル業者　　ご意見のとおり修正する。

大野委員長　　　２の⑴「文化遺産としての保護方針」について、黄色部分のところを、建物の中でも最も価値が低いと断言してしまうのが気になるのだが、あえて価値がある部分に価値を有すると書いて、価値がない部分という表現を書かなくてもよいかと思う。例えば、建物の黄色部分に関しては、建物の中では最も改変が大きい部分と考えられるので、活用のために必要な改変はこの部分を中心に検討するというように、少し柔らかく表現した方がよいかと思う。

コンサル業者　　ご意見のとおり修正する。

大野委員長　　　１「保存活用の基本方針」で、休日や夜間など学校が使用しない時間には市民に開放できるよう検討するということに関しては、合意が取れているということでよいか。

事務局　　　　　事務局としては、検討材料として考えていきたいと思う。

大野委員長　　　活用計画の中では方針を掲げて、こういう事を考えているということか。

事務局　　　　　建物の計画が整ったら、考えていきたい。

大野委員長　　　２の⑴「文化遺産としての保護方針」で、いくつかご意見を頂いている。

　　　　　　　　資料５の議事録によると、17ページの最後のところで、本日計画としては屋根を元々スレート葺きだったものを金属板的な、現状は波形の鉄板で仮に雨漏りを塞いでいる状態だが、修復の時には整える必要があるけれども、スレートまでする必要もないのではないかという意見があったということだが、その辺が決定はしていないのではないか。

　　　　　　　　18ページの所で、梅澤副委員長から天然スレートであったということと、現在の耐震診断はスレートとして仮定して行っているということだが、基本的に今回の修復事業を行うとして、復元的なことまで厳密に決めるのではなく、ある程度価値を留めながら活用を考えるということなので、スレート葺きに代替的な金属板も十分検討していくということで、耐震の検討はスレートでやった場合と、金属板に葺き替えた場合と平行して行う中で、大まかな方向は金属板でよいのではないかというようなことだったのではないかと思うが、いかがか。金属板にするから補強をもう少し少なくするということもあり得るのではないか。

コンサル業者　　今は厚型スレートで計算を行っているが、金属板にしても余り重量的にはそう違いはなく、評点で０．１よくなる程度である。屋根の影響が少なく、どちらでもよい状態で、どちらになってもいけるかなというような感じである。

大野委員長　　　そうすると安全を見てスレートの数値で計算する形であろう。

コンサル業者　　コストの面もある。天然スレートと金属葺きでは３倍くらいの金額の違いがあり、その辺を考慮した。

梅澤副委員長　　将来の復元ということを考えれば、一応スレートで見ておいて、今は当初の話の金属板で進めていくということかと思う。

大野委員長　　　委員会としては、今屋根の葺き替えを復元的に検討するのではなくて、代替的な金属板という形で基本的に考える。ただ計算としては、将来スレートに変えてもよいようにスレート葺きの状態で行った。結果的にそれほど数値は変わらなかったということだったが、そういった方向で進めるということでよいか。

梅澤副委員長　　この部分の話から少し離れるが、もしやれるのであれば、子どもたちに天然スレートというのがどういうもので、昔、ここの屋根は天然スレートであったというような説明なり、本物の天然スレート屋根が見せられる検討を考えていただければよいのではないか。

コンサル業者　　確かな記録はない。たぶん天然スレートだったのではないかという、震災以降に作られたアスベストより少し軽いスレートだったのではという説があるので、その辺は確証を得ていない段階である。

大野委員長　　　では、今回屋根を金属板にするというようなことを含めて伝えていくようなことを、子どもたちへの啓発を含めて考えていただくということでお願いしたい。

　　　　　　　　２ページ目の、文化遺産としての価値を踏まえた活用の方針に関しては、資料２の方で関連しているのだが、この点についてはいかがか。

　　　　　　　　講堂としての機能を維持しつつ、現在の御成小学校に不足している特別教室、小会議室、面談室等を確保するということが、資料の１枚目に提案されている。建築基準法上の用途は、先ほど説明されたように鎌倉市の基準に沿って「学校」（小学校）という扱いで考えていく。旧講堂外観に関しては、今小路、表通りのランドマークとして視認できるよう、外構等を整理する。基本方針は問題ないかと思うのだが、もし何か加えることがあったらお願いしたい。

　　　　　　　　そうすると、⑶の安全確保の前に⑷の基本プランを見ていく方がよろしいかと思う。⑷の基本プラン資料２のところを先にご意見を頂きたい。ここでは、５点提案されたということで、講堂内に入れ子状に特別教室２部屋を設けるということで、資料２の１番のところの青枠黄色で塗られた部分に特別教室が２つ入り、これが次の２枚目の図面の状況で青く斜線が書かれている部分に示されている。高さ的には3.3ｍ弱という形で、高さを押さえつつ、教室として２部屋確保できるような図というプランがなされていて、これは前回と基本的にはこのような形で基本的には考えられており、南側のトイレ等で検討されている部分と、その辺との繋がりを少し詳細に考えていただくということだったと思う。この入れ子式の提案に関しては、前回合意されたとおりでよろしいかと思うが、いかがか。

　　　　　　　　次に、演壇を設けた講堂は視聴覚室等の多目的室等として活用を図るということだが、多目的室というのはまだ確定ではないが、その辺も基本的に活用を考えていくということで、講堂としての広々とした架構や天井の迫力を伝えるという意味でよろしいかと思う。

　　　　　　　　北側の諸室は現状の間取りを活かして、面談室、会議室に活用するということだが、この辺は資料１の１枚目の部分では青色の部分と赤色の部分で混じっているわけだが、大きな間取りの変更等はなく、できるだけ現在のデザインで伝えていくということなので、特に問題はないのかと思うが、いかがか。

梅澤副委員長　　具体的に設計のデザインは委員会の話ではないので余り引き込まなくてよいと思うのだが、割とこの辺で話しているレベルよりもプランの方が先行して考えられている感じがするのだが、特別教室１・２というのは具体的にどういうものをお考えなのか。

　　　　　　　　細い通路の先にある収納とは、なぜここに。その辺もし、決まってこういう方針であるというのがあれば教えていただきたい。

事務局　　　　　一つは使い方なのですが、これまでの学校に意見を伺ったり、策定委員会での話合いの中で、今不足していて設置する可能性としては、図工室であるとか、ランチルームに仮設で造ったパソコンルームをここに持って来るであるといったことが今のところ考えられている。そのほか、多目的としてこのまま使用するということも考えられると思う。その辺は、学校の要望を十分に踏まえながら検討していきたいと思う。図工室の場合には、流しが造られているし、準備室は会議室や倉庫があるので、もし図工室になったら、そういったように考えていきたいと思う。

コンサル業者　　細い通路は、入れ子にして窓をふく等メンテナンスがある場所だとお考えになっていいと思う。それがあるので、とりあえず掃除用具を収めるかどうか分からないが、そういうことを考えている。あまり接近して入れ子にするとメンテナンスができなくなるので。スペースを取った方がよいと。

　　　　　　　　プランの中身についてはまだ不明な所なので、とりあえずスペースを用意したと理解されたい。

梅澤副委員長　　それならば、特別教室１・２と多目的室との関係というのが抽象的なのだが、例えばどういう仕様の間仕切りなのか、逆に言えば特別教室と多目的室が３部屋同時に使用する可能性があるのか、ソフト面で同時に使用しないということができるなら、天井を張らないことが可能であり、廊下にわざわざ窓がなくても構わないわけだし、それからこの収納に行く時に細い通路を通らずとも、収納を教室の中にしておいて、教室内に取りに行くこともできるので、わざわざこういうようにしておかない方がよいのではないか。

コンサル業者　　分けた場合に成立する可能性だけは残しておきたい。それで採光等、その他を検討しているということである。

梅澤副委員長　　それはどういう設計の方針かによるのだが、原則的には１つの空間をなるべく手をつけないで使うという方針であるならば、逆にスタートとしてはできるだけ何もない状態でやったけれど、やっぱり壁がいるのだとなれば、どのぐらいの壁にするかというように考えていかないとなかなか課題になってしまうのではないかという意見だけである。

大野委員長　　　長谷見委員の意見もあったと思うのだが、入れ子を具体的にどう組むのかというイメージを作るとよいのかなと思うので、現状床があってその上にどういった養生のようなものをして、入れ子の躯体を組んで、それはどういう空間になるのか、今の多目的室との関係は、また別の教室がとりあえず存在するという考えで、今の意見があったように可動間仕切りのようなもので使えるようにする、そういった場合では、今の柱配置では難しいなど、そういった検討があった方がよいのではないかといったような話かと思う。

梅澤副委員長　　デザインの話なので、今この委員会で言わない方がよいのかもしれないが、ただ、最初からこういうような方向になると結局文化財として利用した時に固いものになってしまうので、さすが文化財を使ったなという、デザイン的に見ると文化財をうまく使ったなという感じにはならないと思う。そういったことも考えて、少し学校としては不満になる部分もあるかもしれないけれど、そこを超えて文化財の価値があると考えられた方がよいのではないかという、ただ考え方の部分である。結果としてよくなればそれでよいと思う。

大野委員長　　　それと、今の南側の、資料２の１枚目の図では、左端の所に青で書かれているトイレの部分、そこの部分が改変が大きいので活用のためには手を加えてもよいのではないかというところだが、大体、使い方としては細かい収納が本当に付くのかどうかは別として、トイレあるいは特別教室を使うための設備が付くようなスペースで、耐震壁等もこの辺には入れていくだろうという提案だと思うのだが、基本的にはそういう考えでよろしいか。

藤田委員　　　　柱の配置と壁の位置は既存のものと変わらないと思ってよいか。

コンサル業者　　そのとおり。

大野委員長　　　保全部分のところでちょっと手を加えるのが、資料２の６ページの採光のためにガラス戸にするという案が出ていると思う。これは示されている扉だけで大丈夫なのか。

コンサル業者　　今のところはそれで大丈夫である。

大野委員長　　　現状の扉はあるのか。

コンサル業者　　ある。

大野委員長　　　オリジナルではないのか。

コンサル業者　　オリジナルではないと思う。

大野委員長　　　であれば、そういう置き換えは可能なのではないかということであろう。ただ、資料としては、本来はこういう形だけれども、復元はしないで採光のためのものを造るというような説明が必要かと思う。

　　　　　　　　そうすると、基本プランの部分に関しては、今指摘があった入れ子状の部分の考え方、構造的な、着脱可能な状況とはどんなイメージなのかという辺りだろう。その辺を少し説明した資料を作るということでよいか。

　　　　　　　　そうすると、また⑶の方に1)、2)、3)とあるが、耐震や防火に関してである。それに関しては資料３のところにあるのだが、今回の報告でわかったことは、部分的にくりぬいて調べている中で、前回は筋交いが入っていたり胴差しが入っていたりしたのだが、その筋交いが３種類あるのではないかということである。この資料３のタイトル「小破壊による工法調査」の報告というのは、「取り抜き調査」か何かに直してほしい。決して壊しているわけではないので、書き方を改めてほしい。

　　　　　　　　それと、先ほどの説明でも、赤い四角の柱が110mm角だということを記入すればよいということか。

コンサル業者　　そのとおり。

大野委員長　　　これに関して意見はいかがか。

藤田委員　　　　先ほど言っていた耐震補強対策のところに係るかわからないのだが、基本的に現状の既存の柱と壁は残して、改変する場合も同じ位置にするというのは特に方針として書いておいた方がよいのではないか。

コンサル業者　　了解した。

藤田委員　　　　部材を交換する場合に、腐朽、破損した部材は健全なものと交換すると、結構いろいろな部材を変えてしまいそうな予感がするので、破損が著しく、構造的に重要な部材はというような言い方にして、ただ取り替える時に基本的には同じ断面の部材とする。特に柱や構造材については。

コンサル業者　　柱はほとんど変えるところはないか思う。小屋の方が傷んでいると思う。

藤田委員　　　　どのくらい替えなくてはいけないのかというのをお聞きしたい。それほどないと思うが。

コンサル業者　　もっと調べると、柱は数カ所あると思うが、軸組を見ると、小屋の一筋が傷んでいる。それと、筋交いも今の方針ではなるべく残して、それにほかの格子や、今の柱の断面を保ちながらやるような仕様を考えている。

藤田委員　　　　ちょっと難しいかもしれない。できる範囲でお願いした方がよいかと思う。

コンサル業者　　それと、先ほど周囲の窓部分に壁が入っているが、ここに窓は残しながら中に格子を入れて、光を入れるような仕掛けができないか考えているので、できればそういう形で、外観は変わらないけれど、耐力壁も入っているという。

藤田委員　　　　開口部にも入れるということか。

コンサル業者　　南側の窓の方に少し。耐震壁と窓の位置が一致するところがあるので、これは壁として塞ぐのではなく、窓は窓として造って、面格子であるので、採光は取れるように。

藤田委員　　　　トイレの手洗い場の辺りに。

コンサル業者　　そのとおり。

コンサル業者　　５ページの立面図をご覧いただきたい。なるべく窓は残しながら光を取れない部分は隠した方がよいが、見える部分は採光が取れるようにしたい。

藤田委員　　　　５ページの開口部のところは議論が必要と思う。南側は黄色部分なので、手を入れてもよい位置になっていると思うのだが、外観に影響があればそこは議論しなければいけないのではないかなと思うが、どうだろうか。

大野委員長　　　そのとおり。

藤田委員　　　　南側の窓は全部格子が入るということか。

コンサル業者　　資料２の５ページをご覧いただききたい。玄関を除いた窓が６つ並んでいる内の真ん中の４つである。真ん中の４つが格子が内側に入る形になる。

コンサル業者　　まだ断面は検討していないので、なるべく残したいとは考えている。

大野委員長　　　この南面にはスロープも計画されているので、比較的南から見たときの印象は改変してもよいというような部分に見えるのだが、実際には一番よく見える部分かなと思う。

梅澤副委員長　　サッシは木製か。

コンサル業者　　アルミサッシである。

梅澤副委員長　　外に付いている。軸組の所に格子壁が30cmくらい。それから外観は透けて見える。

コンサル業者　　そのとおり。

梅澤副委員　　　どちらにしても換気等あるから、トイレの窓を潰すわけにはいかない。

大野委員長　　　これは、内外に窓を付けることになるのか。格子があって。

梅澤副委員長　　格子の外部側にアルミサッシが付いているので、その軸組の所に、柱幅よりも小さくてよい、90mmくらいで。

大野委員長　　　格子の中に手を突っ込んで開けるようにするのか。

梅澤副委員長　　そのとおり。

コンサル業者　　今、格子は75mm角で検討している。

梅澤副委員長　　ピッチが最大30mmくらいか。

コンサル業者　　内々で200mmをちょっと切るくらいである。

大野委員長　　　これを面格子にしない場合にはどういうものなのか。

コンサル業者　　面格子にしない場合の強度の変化は大きく、北側と南側のバランスを見ると、南側がどうしても少ないので、減った分以上に低減係数が掛かってくると、バランス的には悪くなるかなという判断である。

大野委員長　　　先ほどの議会で道路の方に倒れないようにしてほしいという意見があり、そのための補強を考えると、例えば正面道路側にバットレスができてしまったりすると、面格子というよりももっと大きなことになるので、それらを含めて考えるべきと思う。

コンサル業者　　とりあえず、倒壊しない部分までは補強できる。しかも全部べた基礎にするので、たぶん液状化であっても、少し傾いても倒壊することは非常に少ないのではないかと思う。

大野委員長　　　そうすると、例えば耐震壁を入れた提案と、ベタ基礎を組み合わせると、地震時に倒壊ということはどちらの向きにしてもないということか。

コンサル業者　　今の基礎を新しくするので、基礎に緊結するようなことで考えている。

藤田委員　　　　すると例えば、数値を見ずに議論しているので今ひとつわからないのだが、おそらく当初の方針として、まずは既存の柱壁に従って今の壁の厚みの中で、壁をふかさずに済むような補強で補強壁を入れた場合に、どれぐらいの値になるのか。やはり不足しているので、ここの開口部は格子壁にするなど、そういうような検討をしていただいた方がよい。

　　　　　　　　先ほどお話に出た、屋根の部分、全体の重量がどうなっているのかを教えていただけると、確かに全然変わるなとか、そういうのがわかるのでよろしくお願いしたい。

大野委員長　　　その辺は藤田先生に指導いただいて、修正と詰めをお願いしたいと思う。

　　　　　　　　前提としては基礎をベタ基礎で強くした方がよいということで、基本提案という形にしていくということでよろしいか。

　　　　　　　　後、先ほど試掘の話があったが、文化財専門委員会の方にもこういう形で試掘をして、事業としては同じことを進めているということを、庁内の方で情報共有いただければと思う。

藤田委員　　　　先の格子壁の話に加えてだが、例えば、もう一つ内側の通りがあるが、今特別教室が書いてある所の、少し柱が細いのだが、場合によっては格子壁で外から見えるくらいであれば、こちらの部分にもう少し厚めの補強をするとか、そういうものでどれくらい強度があるのか当たってみないとわからないが、格子の部分は下屋部分なので、主屋側の方がもしかすると効果がある気がするので、その辺りを格子壁がなかった場合どれだけ足りないかというところから教えていただきたい。柱が少し細いが。

大野委員長　　　そこを割り切って、通路側トイレ側の柱を沿わせたりして強くしたりなどということか。

藤田委員　　　　そのような選択肢ももしかしたらあるのかなと。そういう考えはあり得るか。

コンサル業者　　今は、ここの所の柱が110 mm角である。で、110 mm角の所に、既存の筋交いを残すということで、筋交いが35mmで75mmの面格子で、ちょうどぴったり35 mmと75 mmで収まるというようなイメージである。

藤田委員　　　　外側か。

コンサル業者　　中側、特別教室の所である。ちょうど共存させて、既存の柱とぴったり収まっているというようなイメージである。

藤田委員　　　　ここの窓は透かして使うのだったか。デザイン的に面格子の方がいいということか。

コンサル業者　　デザイン的にというよりは強度に粘りがほしかった。限界耐力計算で面格子がほしかったので、面格子を入れている。

藤田委員　　　　なるほど。例えば、合板だと剛性が高過ぎてしまうとか。

コンサル業者　　そのとおり。合板だと、変形角は少なくなるのだが、前半部分が立ち上がり、後半ガクンと落ちてしまうので、必要以上に合板の枚数が多くなってしまうので、それをなるべく少なくしたいということで面格子を入れている。

大野委員長　　　この部分だけもっと強くして、さらに南端の面格子を外すということはなかなか難しいということか。

コンサル業者　　正確に分かっていないのが、1つ入っている筋交いそのものの骨格曲線がＫ型に入ったもので、こういった厚さのデータというのはないので、既存の壁の強度が掛かっていたというところを、こういう筋交いで取れるともう一つリアルな値が取れるのかなという気はしている。

コンサル業者　　もっと効くかもしれない。

コンサル業者　　ここら辺はデータがないところの話なので。

藤田委員　　　　もしかしたら取り込めるかもしれない。

コンサル業者　　そのとおり。

梅澤副委員長　　外壁から離れた面格子であれば、そんなに問題はないのでは。トイレであれば、特にそこの窓ガラスが透明ガラスというわけにはいかないように思う。

大野委員長　　　では、その辺は、一応面格子の補強もあった方が安心であるという意見もあったと。まあ磨りガラスでといった対応で、あまり目立たないようにするということの提案でよろしいか。

　　　　　　　　そうすると、耐震に関しては先ほどの意見でよいか。

　　　　　　　　では、防火等について、長谷見先生のご意見をお願いしたい。

長谷見委員　　　前回、何を考えなければいけないかを説明したが、今の報告では何も反映されていない。まず、資料１で児童、教員、来校者の安全確保で、建築基準法に係る規制は、要するに市街地火災、市街地が丸焼けになるような火災を防ぐということと、それから人命安全である。その観点からするとあの大きな建物はそれほど大きな問題はないと思う。ディテールをどうするのか、それから改変される部分をどうするのかということぐらいである。しかし、文化財として将来残していこうと、その時にやはり木造の大きな建物で、密集しているから守らなければならないことが１つ。

　　　　　　　　それから大規模な木造なので、これが延焼火災になれば、校舎だけではなくて、道路の向こう側にマンションもあり、延焼してしまえばそこに必ず影響する。そうなった時に、先ほど、登録有形文化財の話にあったのだが、メインマニュアルにはコンクリートの耐火建築だから延焼しないだろうということかもしれないが、建築基準法での延焼というのは、建物の中に火が入ることを言っているわけである。バルコニーなどはきっとめちゃくちゃになってしまうだろう。そうしたらそれはどうするのか。それで、火事ならば、重過失でなければ損害賠償もできない。そういうことが起きるとどうなってくるかと言うと、やっぱりあの校舎に関しては、コンクリートにしてくれと言う意見もあったわけで、その点からそういうことが心配だったそういうことが起きると何を引き起こすかと言えば、文化財保護とはどういうことかという問題である。鎌倉はやはり木造文化財が非常に多いので、そこで、鎌倉市でそういうことが起こってしまえば、どうなのだと問題視される訳である。そこを少し考えてもらわないといけないと思う。それに加えて、かなり古い建物だから、電気設備が一見してかなり古い電気配線なので、配線が古ければいろいろな問題が起こっていたりするが、これをどうするか。

　　　　　　　　例えば、防火構造はどういう意味かというのも前回くわしく申し上げた。つまりあれでは延焼は防げないのである。しかも文化財は守れないので、それは仕方がないし、無視はできない。それでは、それに関して消防というか自衛消防なりで補うと言っていたと思うのだが、文化財はそういうようにせざるを得ないと思う。しかし、例えば資料２の冒頭に延焼の恐れのある範囲とあり、それに対して、資料２の最後に屋外消火栓の配置があるが、これは屋外消火栓だからおそらく学校の職員は使えず、消防の職員しか使えないのではないか。

幹事　　　　　　基本的には、この施設の方に使っていただく。

長谷見委員　　　それでもよいのだが、これで校舎側の方に消火栓があるが、目の前で火事になった時に、消せるのか。放射熱で立っていられないはずである。

　　　　　　　　それから、自衛消防についても選択があると思う。例えば、周りが火事になったとき、それを消すのか、それを消すのを諦めて守ろうとしている所に水をかけて、それで延焼を防ぐ。そういう戦略がある。説明を伺っていてそれも見えてこない。

　　　　　　　　まず、そういうことをどうするのかを考えた上で、どういう消火設備がよいのか考えていくのだと思う。その基になるものが考えられていなくて、総花的にいろいろなものが説明されているのだが、これが果たして有効なのかというのは大変疑問である。

　　　　　　　　この建物を守るということと、万が一延焼してしまった場合、この建物が出火してしまった時に、少なくとも前面道路の向こう側の建物に迷惑を掛けることを防がないと、鎌倉市の文化財などやっていけない。それをどうするのか。例えば、この建物が燃えた場合を想定すると、そこで消火栓を使うとすると、やはりこの建物が燃えているから、この建物にくっ付いている消火栓は使えない。

　　　　　　　　それから、夜間は警備会社と契約することが、防火体制としてよいとある。ここに依存できるかと言えば、火災に対する体制と説明されたが、警備系の会社は消火活動ができない。どこに警備会社の拠点があるのかというのもわからないが、そもそも時間が掛かってしまう。これだけの建物でこれがもし火事になれば、消防車１台２台ではおそらく消せないので、応援等もしてもらうのだが、それなら、この建物に感知器を付けておいて、消防に行くようにしておいた方が、たぶん話が早いのではないか。それも文化財では実際にやっていることである。

　　　　　　　　いずれにしても、この学校の校舎なりこの建物で出火した場合には、相当早く消防は体制を組まないと、燃え尽きるまで待つならよいが、周りへの影響を防ぐ消火などできない。そんなに細かいことを言っているわけではなくて、つまり、大規模木造であることで、それで何かの文化財であるとして保存する場合、どう考えられているのか。この建物本来、子どもがいる時間帯、子どもが居る時間帯にもおそらく先生がおられるのだろう。その時間帯に火事が起こって、子どもに消火の負担がある、そんな無責任なものはない。

　　　　　　　　だから、そこだけ議論するのだったら、何も全部私がここまでやっても何も意味はないので、そこをきちんと考えないと何の意味もないものになっていくということである。

コンサル業者　　火が起こった場合に、体制の問題以前に、どうすべきだとお考えか。

長谷見委員　　　体制は必要である。体制に見合った設備を入れなければいけない。

大野委員長　　　私も今日の資料を不満に思っているのだが、例えば資料２の８番の建物にくっ付いた状態の消火栓を、建物の火災の時に使うことは実際にはあり得なくて、川崎の民家園で大竹住宅というのが火災になった時も、火が点いた時には、建物の後ろに少し離れて、建物に放水するための消火栓があったのだが、そこに行けないという事態がやはりあるので、資料３の最後の４ページの配置図があるので、その配置図の中に木造があって、これならもしどの位置で火災になった時に、どういうような被害が及ぼされるのかということと、どういう対策をすべきなのかということを、自衛消防隊での初期消火の段階など一応書いてあるが、早期発見、初期消火、通報、避難と書いてある、それがこの図の中でどう行われるというシュミレーションを考えておられるのかというのがないと、それに対する手当が出てこないはずなのである。そこに、学校の普段の避難の様子はどうなのかということと組み合わせていって、先ほどの長谷見委員の話で、日中や夜間警備会社に頼んでいる時の対応など、その辺の大まかの検討がなされた上で、今日の資料が出されるべきだという意見というように思った。

コンサル業者　　消防全体の問題がある。

コンサル業者　　消防署との関係が。

長谷見委員　　　あの建物に火が付いたら、それはほぼ消防署にお願いするしかない。

コンサル業者　　お聞きしたいのは、もらい火を防ぐのか、やはり何らかの形で火災が起こってしまうのか。

長谷見委員　　　両方考えなければいけない。

コンサル業者　　前向きだったら大野委員長が言われたような放水銃を掛ける。

長谷見委員　　　放水銃は草葺き屋根等に関しては有効だが。放水銃は周りから延焼するのを防ぐ機械であるから、あそこが出火した場合はあまり意味がない。

コンサル業者　　だが、消防隊は本体を消すのでなく、延焼の恐れのある周りの家に水を掛けるのが一般的である。

長谷見委員　　　それは、伝建地区の話をされているのか。

コンサル業者　　いえ、一般でも。

長谷見委員　　　一般でもそうだが、あれはあれで鎮圧しなくてはいけない。

大野委員長　　　例えば、付け火のような形で、外壁に火が付いたとかいうことであれば、外から初期消火をするということがあると思うのだが、内部で電気の漏電などで火が付いたという話になれば、内部火災になるわけである。そうすると、誰かが中に入って命を掛けて初期消火をするのかどうかということになると、そういう訓練ができていて、体制ができているのかということから入ってくるので、そういうことが一切ないとすると、後はこの建物は本当に火が付いてしまったら、延焼しないように周りの建物に水を掛けて回り、燃えてしまっても仕様がないと諦めるのかというところまで含めて、検討されていく中で、何が必要なのかという話なのかと思う。

長谷見委員　　　国宝建造物等では、周りの延焼以前に、その建物自体を守りたいわけである。部分焼であるのと全焼であるのと話が全然違うので、本体に水を掛け被害を減らすようにする。この建物の場合そこまでするのかというのはあると思う。あの建物は、あの中で火事になって、初期火災に失敗したら大変なことになる。その時に、文化財としては部分焼に治めるために、内部の放水をすると思う。でもそれはかなり大変である。そこまでする建物なのかどうかという議論がある。

大野委員長　　　先ほどの話で、文化財級の手当をするという話になると、小屋裏のスプリンクラーが誤作動してしまってもそれは仕様がない、いざという時は初期消火が有効なので、そういうことも考えていくということだと思う。

長谷見委員　　　あと、一方でやはり掛けられる予算にも限界があるので、だからどこまでできるのか。例えば、学校だと放火が圧倒的に1番の出火原因なので。そうすると、確かに警備会社と契約をしている。警備会社にやってもらうというのは、結局監視カメラを付けるので、それで放火した犯人はわかるぞという脅しを掛けているわけである。火災に対してはあまり直接的な効果がないのである。だから、放火を防ぐ手当として警備会社と契約をして警戒をするのはわかるが。その学校なり鎌倉市でできることはそれまでというのならわかるが。

　　　　　　　　それと、細かいところでいうと、延焼線のところは防火構造で、防火構造では少なくとも、防火構造とは要するに30分は延焼しないということだけなので、それ以上続けばわからないし、耐火構造の方が建物の火事に対する性能は高いということもあるし、それから、30分終わった後に、内部に火が入らないかと言えば、壁の中に火が入っていることもざらにあるのである。その間、建物が倒壊しないのかということそれだけなので。だから、そういうことが鎌倉市とコンサル業者とそれから学校で、関係者の中で、共通認識されているのだったらよいのだが、どうなのか。共通認識を基に、それだけでは足りないと思うのであればもっとやらなければいけない。ここは防火構造にしたらもう安心であると言われてしまったら、これだけの大きな建物で、壁の内部に火が入って来てしまい、再燃するケースはいくらでもあるので、そういうことを詰めないといけない。

　　　　　　　　例えば、防火構造だが、この開口部は防火部なのか。

コンサル業者　　法律的には、22条区域なので。法律を整理してから。

長谷見委員　　　法律最低限の話をする話と、この建物を守るとか、それから法律の延焼防止というのは、要するに市街地が丸焼けになるようなことを防ぐための延焼防止に過ぎないので、だから外壁が燃えても関係がない。建物の中に火が入ってしまうと、その部分も炎上してしまう、だからどんどん延焼していく。それを防ごうとしているだけで、外壁をやられたからって関係はないのである。だが、現実は問題になる。

　　　　　　　　それで、例えばあの建物が火事になって、あの前のマンションに被害があると、防火構造にすればよかったじゃないかというような議論になるのは望ましくない。そういうことを、この後考えなければ、あの建物に関して特に考えなければならないとすれば、そういうことなのではないのか。法律合わせの話だったら、私はこの場には来ない。それは、建築確認するところと行政が相談をしてもらえばいいわけで。

大野委員長　　　今、長谷見委員から大変重要なご指摘を頂いて、やはりこの建物を市民と学校も一緒に守っていこうとした時に、火事で燃えてしまったから今度はコンクリートがよいというだけの話、あるいは、燃えてしまって残念だという話には収まらないという、鎌倉及び日本の文化財でもみな防火構造にした方がよいのではないかという話につながってしまうのではないか、という話をしていて、非常に大きくて密集市街地にあって、学校の中にも建っているという課題に対して、やはり耐震補強の問題、活用の問題、それ以上に防災をどうするのか、検討していく必要があるということだと思う。

コンサル業者　　消防と学校とそれから市との事前の協議が不足していた。言われるとおりで、検討しなくてはいけないということを挙げたつもりだったが、それが、学校側と消防と、まだ協議されていない状況で、それについて一度話し合って、できれば長谷見委員とも調整させていただきたい。

大野委員長　　　それと、建物にあまりお金を掛けられない事情もあるという話があったが、その辺は復元をして修復するという形に大きく予算をシフトすることはできないということだとは思うのだが、建物を活用して残していこうという事を市が判断された以上、今の話でなくなってしまうというような、特に火災だが、火災でなくなってしまうということは、防げるようであれば最善の努力をするということになるかと思うので、先ほどの基本方針にあったが、文化財で考えている防災、それ以上のことも手当てしていくというような提案はいかがか。一応、これを残していく上での優先事項の中に、やはり復元という事業よりも、活用と耐震、防火、その辺を重点に置くという考え方に関して。

事務局　　　　　どちらを優先にという、今までそういう認識と言うかそういうことを意識した事はないのだが、全体としての予算の掛け方と言うのはやはり限界があるので、その予算の範囲の中でできることをやっていく、その中で保存活用の最善のものを目指していくという考え方でいた。

　　　　　　　　もし、絶対的に燃えない、文化財として残していくという措置が、こういう方法だったらありえるということであれば、それはそれとして、そういう方式はあると、将来に渡ってひとつの検討課題と言うか、検討事項というようなことで残していくのはあるかと思うが、最初から、これはかなり費用が掛かり、絶対的に残していくと相当な予算が必要であるというのであれば、そこは、将来の検討事項というような扱いかと思う。

大野委員長　　　たぶん長谷見委員に出席いただいているのは、お金が掛けられない場合に、ソフトの面でどうするのかというノウハウを非常に持っておられるので、その現状に対して何ができるのかという辺りを、事務局とコンサル業者の方で詰めてもらって、ここまでは現状でできそうだけれど、これから先長期的に、防火水槽や全ての機器を設置するという形になってしまうかもしれない。何を優先的にやってどうそれを補うか、自衛消防隊とか、地域での見守りみたいなものもあると思うので、あと、日ごろの訓練と、木造の建物なので燃えてしまうのだという意識の啓発が必要だと思う。それを燃やさないためにどうすればいいのかという手を考えるということになると思うので、そういう面でのアドバイスを頂いた上で、計画に反映させるというのがよいかと思う。

長谷見委員　　　今説明された資料１、２、４にここで想定されているようないろいろな設備があるが、これについて市と同意が取れているのかわからないが、やるのなら、これではまずいのではないかという話をしている。

大野委員長　　　一度、長谷見委員からご指導いただいて、その前に、長谷見委員のご指摘をよくしん酌していただいて、提案としてまた相談いただければと思うが、また長谷見委員に指導をお願いしたい。

　　　　　　　　その他、意見はあるか。

中澤委員　　　　実際火災が起きた場合、学校の対応としては児童優先で、まず文化財を守ろうだとか、火を消そうかというよりも、まず児童が安全に避難するということを考えると、たぶん旧講堂で火災が起こった場合には、学校としては当然子どもを避難させて、安全確認して保護者に手渡すということが先になるので、その中に自衛消防組織や学校で何とかしてくれというのは、学校としては難しいと思うので、その辺はよろしくお願いしたい。

大野委員長　　　周囲で助け合うという形になる、基本的な条件と思う。

梅澤副委員長　　たぶん法律だとか器具の性能というのは、ある決まりの中でできているので、それ以外のところで工夫をしなければいけない部分はとても多い。そこを、きちんと工夫した中なら、こういうやり方だったら可能性が高いか、そういうことだと思う。

大野委員長　　　ぜひよろしくお願いしたい。

中澤委員　　　　先ほど、簡単な消火栓で子どもでも使えるというような話があったが、子どもに使わせるというのはちょっと、とても考えられないので、その辺もよろしくお願いしたい。

大野委員長　　　その他全体的に意見はあるか。

藤田委員　　　　もう１点、資料２の２ページ目なのだが、青い点線は補強であろうが、この両脇が下屋といったときに止まっている。低い所はどのようにするのか。一番、外周壁に補強の壁が入るので、そこと本体をつなぐような、この点線をこちらまで伸ばすべきだと思う。

コンサル業者　　これは伸びていないといけないので、誤りである。

藤田委員　　　　補強計画案ではないのだが、大事な方針だと思うのでお願いしたい。

　　　　　　　　あと、上に搭屋が付いているのが、これがさっと落ちたりとか、周りを破損しないような検討を別途するというような記載をした方がよいのではないか。

　　　　　　　　あと、補強の壁の種類だが、今はまだ補強案ではないので、活用整備方針なので、具体的な壁の種類は記載がないと思うのだが、その点については、現在はおそらく格子壁で検討していると思うのだが、実際の補強の設計に当たっては、既存の軸組や筋交い、できればその性能と既存壁の仕様、どういう壁を入れられるかということを合わせて検討しているというようにするとよいのではないか。いろいろな補強の壁はそれぞれ一長一短あるし、格子壁は粘るからとてもよい面もあるけれど、一方で経年で緩んできたりだとか、それぞれの特性があるので、それが既存のものと比較的合うような壁を検討するととてもよいのではないかと思う。

大野委員長　　　今の藤田委員の話は、外周りがこの建物は柱が太いので、基本的には中心部分と周囲というよりは、外周部が基本的には本体構造と考えてよい。柱の高さを含めて、大きな箱の様なもので、そこに入母屋の屋根が出ているという理解よいか。その部分をしっかりと繋ぐようよろしくお願いしたい。

　　　　　　　　本日の検討結果、いろいろ課題等出たところだが、さらに資料をブラッシュアップしてもらい、また委員に確認を頂くということになると思うので、よろしくご指導いただきたいと思う。

　　　　　　　　その他として、各委員何かあるか。

中澤委員　　　　旧講堂の動線について、今の校舎とぜひ子どもたちが上履きのまま行けるような状態にしてほしい。今現在、理科室がプレハブであるのだが、雨の日は、子供が傘をさして、学習道具を持って、なおかつ上履きを持って靴に履き替えていって、という状態である。旧講堂が同じような状態になってしまうと、ここを使う時に子どもが同じような状況で、雨の日に傘をさして、道具を持って、上履きまで持っていかなくてはいけないという状態になってしまう、ぜひ、校舎内からそのまま上履きの状態で行けるようなところも配慮してほしいと思っている。

大野委員長　　　では、事務局から何かあるか。

事務局　　　　　頂いたご意見を踏まえて、資料は改めて手を加えていきたいと思うで、確認をお願いしたい。今、特に意見を頂いた消防の部分については、市役所の庁内の関連課及びコンサル業者で詰めた上、長谷見委員にご協議いただきたいと思っており、別途お伺いさせていただくので、よろしくお願いしたい。

委員の確認が取れ、資料ができ上がり次第ということになるが、住民に説明会及び意見聴取しようと思っているので、承知願いたい。

　　　　　　　　それでは、次回の日程調整をさせていただきたい。

＜各委員、日程調整＞

大野委員長 　　それでは、次回は平成29年１月24日火曜日９時30分からの開催とする。

以上をもって、第４回鎌倉市立御成小学校旧講堂保存活用計画策定委員会を終了する。